

三宅島噴火災害にみる地域の脆弱性と復元 = 回復力に関する考察

全国地域婦人団体連絡協議会 研究員
浅野幸子

はじめに

2000年に島中央部の雄山が噴火して全島避難、2005年2月にようやく全島避難指示が解除された三宅島であるが、島民は徐々に帰島して行き、同年4月には観光客の受け入れも開始されたものの、2010年3月現在も火山ガスは噴出しており、一部に高濃度地区が設定されているなど、復興には厳しい条件が伴っている。

本稿は、この三宅島における災害に対する脆弱性と復元 = 回復力について、2000年噴火災害以前の島の社会状況にも着目しながら概観し、それが5年に及ぶ全島避難からの復興や、今後の防災対策と、どのように連関しているのかについて分析を試みるものである。

なお、2009年度は、三宅島での聞き取り調査のため、実際東海汽船に乗船したものの、天候の都合で着岸・上陸できないといった事態に見舞われた。そこで主要な文献を中心に、噴火以前の生活・文化・産業状況から二度にわたる噴火災害での影響や島民の対応等の経過をまとめ、三宅島コミュニティの持つ脆弱性と復元 = 回復力を分析、次年度の本格的な聞き取り調査の基盤とする。

1 三宅島の地勢と暮らし

三宅島を含む伊豆諸島は富士火山帯の一部を形成し、島々はみな火山そのものもしくは海底火山の一部が海上に出る形で生成されており、有人島は現在、大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島の10島となっている。

その一つである三宅島は、東京湾の竹芝港から船で約6時間半、南南西へ約180キロに位置しており、周囲約38.3キロのほぼ円状の島で、温暖多雨な海洋性気候で、年間の平均気温は17.5、真夏日（最高気温30以上）は年間平均9.0日、冬日（最低気温が0未満）は年間平均0.7日と、冬は暖かく夏は涼しい気候となっている。

三宅島では、記録に残る噴火は1085年以来、15回起っているとされ（ただし諸説ある）、島内はさながら火山博物館のごとく、噴火にともなう多様でダイナミックな自然景観をいたるところで目にすることができる。

資料1) 三宅島噴火史（斜体は前回噴火との期間）

1085年（応徳2年）		1811年（文化8年）	48年
1154年（久寿元年）	69年	1835年（天保6年）	24年
1469年（文明元年）	315年	1874年（明治7年）	39年
1535年（天文4年）	66年	1940年（昭和15年）	66年
1595年（文禄4年）	60年	1962年（昭和37年）	22年
1643年（寛永20年）	48年	1983年（昭和58年）	21年
1712年（正徳元年）	69年	2000年（平成12年）	17年
1763年（宝暦13年）	51年		

近年の噴火は約 20 年周期で繰り返しており、もっとも最近の 2000 年の噴火では火山ガスの噴出が非常に多く、約 3,800 人の島民はそれまでに経験したことのない、5 年にも及ぶ全島避難を余儀なくされた。¹

ここでは、脆弱性と復元 = 回復力に関係すると考えられる島の暮らしを、コミュニティの変遷、産業、災害文化の様子から概観する。

1.1 集落と行政区、人口推移

三宅島は、中央に活火山で標高約 800 メートルの御山をいただき、その裾野が海岸付近まで伸びているため可住地域は限られ、5 つの集落が島の周囲の海岸沿いに円を描きながら並んでいる（坪田・阿古・伊ヶ谷・伊豆・神着の各地区）。

平安時代の伝説も残されているように、島には古くから住民が暮らしているが、江戸時代には流刑地にもなっていた。そして明治の廃藩置県で静岡県に編入された三宅島は、1878（明治 11）年に東京府に編入され、1920 年（大正 9）年から大島庁に所属、1943 年（昭和 18）年に東京府三宅支庁がおかれ、同年の都制施行とともに東京都三宅支庁となり、御蔵島とともにその管轄下におかれた。

しかし島内の 5 つの地区はもともとそれぞれに村を形成していて独立性が強く、「旧部落間では婚姻さえ許されなかった。流人も疎外され、純潔が守られた」。そのため、たいへん狭い範囲で固有の文化が保持され、島ことばもさらに分化していて「旧部落ことば」を生み出し、現在も高齢者の間で使われているという（村 2005：92）。

このように独自の文化をもった各部落であったが、1946（昭和 21）年に神着村・伊豆村・伊ヶ谷村が合併して三宅村となり、阿古村・坪田村・三宅村の 3 ヶ村となった。その後、1956（昭和 31）年に町村合併促進法により 3 村が合併し、三宅村となり現在に至っている。

つまり、島全体が一つの行政区としてコミュニティを形成したのは、島の歴史からいえば比較的最近のことであり、地区ごとの生活圏域に対する意識は 1983 年噴火の際にも、そして 2000 年噴火の際にも根強く存在していた。

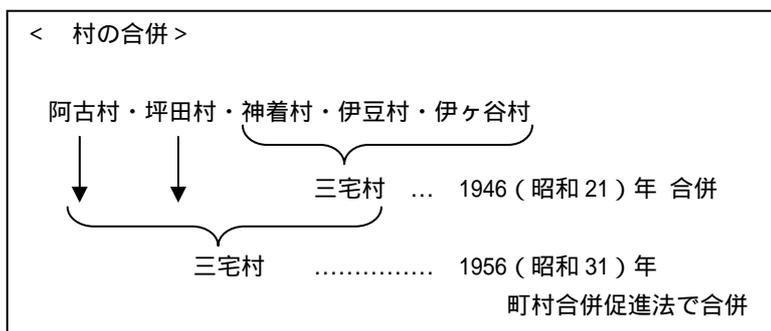
窪田は、1983 年噴火災害の調査の中で、三宅島の行政的変遷と溶岩流に飲み込まれた阿古地区の再建過程とを関連させながら、「阿古村が他の 2 村と合併して三宅村となってから未だ 30 年しか経過していないという事実は、再建にあたって阿古地区住民が「地区内での集落再建」に固執した事実の背景として重要である」と指摘している（窪田 1987：126）。また、2000 年噴火による島外での避難生活の長期化の下では、地区ごとにまとまって避難（＝都営住宅や公団への入居）ができなかったことの弊害を訴える声が上がっている（村 2005）ことなどからも、地区ごとのコミュニティ意識と人間関係の濃密さ・重要性は変わっていないことが理解できる。

とはいえ、こうした地勢的・行政的背景と部落意識は、1983 年、2000 年の各噴火災害の被災・復興過程で生じたさまざまな課題とも複雑に絡み合いながら変化を遂げてきたであろうことが、噴火後のいくつかの調査・研究からうかがわれ、それが、現在の島コミュニティの意識・生活様式、そして島の振興や防災課題への向き合い方にも寄与していることが予測される。

¹ ちなみに、大島は 1986 年の大噴火で火砕流が発生しており、約 1 カ月の全島避難を余儀なくされたが、それまでも 100～200 年の周期での大噴火と、その間に中小の噴火があり、有史以来 24 回の噴火記録がある。また、青ヶ島は 1783 年の噴火で半数の島民が死亡し、生き残った島民は八丈島で約 50 年の避難生活を送っている。

資料2) 行政区域の変遷

< 島全体 >	
・ 明治の廃藩置県	三宅島は静岡県に編入
・ 1878 (明治 11) 年	東京府に編入
・ 1920 (大正 9) 年	東京府大島庁に所属
・ 1943 (昭和 18) 年	東京府三宅支庁がおかれ、同年、 東京都三宅支庁へ (御蔵島も同管轄下)



1.2 産業

主な産業は、農業・漁業・観光業で、来島者は釣り客やダイバーがメインである。ただし農業と漁業、漁業と観光といった形での兼業が多く、特に高齢者の生活は、自給自足的な暮らし（自家栽培、漁、それら収穫物の近隣同士での交換）と年金で成り立っていた。以下、三宅村のホームページから島の産業について概観する。

農業については、主な生産物はアシタバ、赤芽イモ、キヌサヤエンドウ、サツマイモ花き類となっていて、耕地面積は 95ha（普通畑 93ha、樹園地 2ha）である。

なお農協組織は「JA 東京島しょ」に所属している。2000 年（平成 12 年）10 月に合併準備室が設立され、2001 年（平成 13 年）4 月に、伊豆大島農業協同組合、利島村農業協同組合、神津島村農業協同組合、三宅島農業協同組合、八丈島農業協同組合、小笠原島農業協同組合の合併により成立したものである。

水産業における主な漁獲物は、かつお類、マグロ類、キンメダイ、メダイ、アオダイ、カンパチ、タカベ、サワラ、イセエビ、天草、トサカノリなどが挙げられる。三宅島漁業協同組合員数 720 人（平成 19 年度、正組合員 134 人・准組合員 586 人）であり、登録漁船 137 隻となっている。

商工業については、商工業者数 307 戸で、その内訳は以下の通りである。サービス業の多くが民宿などである。

建設業 47 戸	製造業 12 戸	卸小売業 104 戸
金融保険業 3 戸	運輸通信業 13 戸	電気・ガス・水道業 1 戸
サービス業 124 戸	その他 3 戸	

島の産業構造はおよそこうしたデータから概観できるが、重要なのはこうした個々の産業従事者の復興に加えて、産業活性化と島振興に取り組むための産業コミュニティ力である。しかしたとえば窪田は 1983 年の噴火災害の復興過程研究の中で、「多種兼業は、低い

水準ながら一定の安定度を持った生活を可能にするという意味で、阿古地区を含めて三宅村の住民を支えているといえるが、同時にそれは、どの一つの産業についても、その具体的な発展計画の熱心な推進者の強力な集団を得難いということにもなる。」「世帯主の平均年齢が高く、若者の島外流出にはむしろ拍車がかかっているともいえる現在、その危惧は大きい」と指摘している(窪田 1987: 131)。こうした産業構造の脆弱性をどのように乗り越えていくのかについては、三宅島全体の活性化にとって不可欠な課題である。

1.3 災害文化

度重なる噴火を経験してきた三宅島では、全島にわたって「災害文化」が醸成されてきた。たとえば、溶岩流はたいてい一方向にしか流れないため、「土地を分散して所有し、農地と山林を交替的に用いる等の習慣が存在し、一か所の土地に住めなくなっても、同一区内の他の場所で生活できるような備えがあるという。〈中略〉また、「噴火は人を殺さない」「人間生きているうち一度は噴火に会う」など、噴火をおそれつつも、島を故郷としてそこに定住しようとする人びとの意識を反映した言い伝えも数多い」という(窪田 1987: 127)。

1983年噴火災害における住民へのアンケート調査では、噴火災害に対する言い伝えをどの程度知っているかを聞いている(阿古地区・坪田地区の住民858人が回答)。内容をみると、噴火の前兆現象に関するものが最も多く(183例:動物の異常行動・植物の異常・風の様子・わき水が止まるなど)、次いで噴火の周期(89例)、噴火の起こる場所や順序(40例)、噴火時の行動様式(26例:動物の逃げる方向へ避難しろ等)(岡部ほか 1985: 171)。

また、阿古小学校・阿古中学校の児童・生徒に対するアンケート調査も行われているが、噴火当日は休日(前日の運動会の振り替休日)、大半が地区内にいたものの半数近くは自宅外にあり、一部は噴火現場付近にいたにも関わらず、避難行動は噴火直後から大変すみやかに行われている。そして、以前から近々噴火が起こるであろうことを親や周囲の大人から聞かされていた割合も、8割近くにのぼっていた(何回も聞いた38.5%、ちょっとだけ聞いたことがある40.5%)(岡部ほか 1985: 171)。

そして、この1983年噴火の際にも、祖父母や父母が、子どもたちに対してこうした言い伝えなどの災害文化を伝達したり、復興に向かって大人たちが力を合わせて頑張っている様子を見せておくことが何よりの教育と考え、一時的に都内に避難させた子どもたちを早めに呼び返した、といったことを語る親たちが存在していることから、こうした「災害文化」の伝承は極めて意識的に行われていることがうかがわれると窪田は指摘している(窪田 1987: 127)。

しかし、2000年の噴火災害では全島避難を余儀なくされたうえ、それまでにない規模の火山ガスの噴出が続き、終息の目処が全く見えない中での不安な避難生活を経て、帰島までに4年7カ月もの歳月がかかった。

災害を生き抜く知恵や備えを発揮することもできない状況に加えて、社会環境の変化とともに、1983年噴火災害時でもすでに若者の就労先の問題や高齢者世帯の増加などが課題となっており、平成に入ってから一層進んできていた高齢化という現実(全島避難直前は27~28%)は、噴火災害とともに共生する三宅島島民の生き方を自ら肯定して復興に立ち向かうことを、より一層困難にさせている。

2 1983年噴火災害とその後

2.1 1983年噴火災害の被害と復興事業

1983年10月3日の午後2時過ぎから小さな地震が発生、最初の噴火は午後3時23分ごろと推定され、噴煙は33分ごろにはじめて観測されている。雄山南西の山腹での割れ目噴火によって流れ出した溶岩流は3方向に分かれ、一つは海中へ到達し、一つは海岸近く（新漣池・新鼻付近）で水蒸気爆発を起こし、そしてもう一つが阿古地区の集落を襲った。²

噴火直後から村は対策本部を設置し、午後3時50分には同報無線を通して阿古地区に対して避難指示を行い、住民に伊ヶ谷・伊豆地区方面へ逃げるよう、また消防団は避難誘導を行うよう伝達。伊豆地区の三宅小学校・三宅中学校・神着老人福祉会館、伊ヶ谷体育館、坪田公民館を避難所に指定し、噴火当日は1,646人が避難している。村営バス11台も住民の移送を行った。なお、従来からの地域コミュニティの人間関係による援助行動も多く見られたことに加えて、噴火の約1ヶ月半前の8月24日に噴火災害を想定した全島をあげての防災訓練が実施されており（都各局・警視庁・東京消防庁・陸海空自衛隊・海上保安庁・三宅村・地元住民ら約3,000人が参加）、これがスムーズな避難につながったとも指摘されている（東京都1985）。

阿古集落が溶岩流に飲み込まれたこの噴火災害は、復興をめぐる多様な課題を島民に課したが、その概要を見てみよう。

2.1.1 被害の概要

こうして人的被害は出ず、噴火自体は1～2日で終息したものの、埋没したり消失した建物は約400棟に達し、阿古小学校・阿古中学校の校舎も飲み込まれた。溶岩流や火山灰により約700世帯が停電し、島内最大の水道水源池の大路池が大量の降灰で使えなくなるなどして島の約8割の世帯で1カ月にわたって断水した。

この1983年噴火災害の被害の厳しさは、島内最大の中心集落であり観光施設や民宿も多い、阿古地区に溶岩流が流出してその多くが埋没したことに象徴される。噴火前の1980年1月1日には、全島の人口4,507人、1,757世帯のうち、阿古地区に1,361人・511世帯と約3割の人が住んでいたが（坪田地区は1,268人・524世帯で、残りが3地区の合計。東京都の資料による）、全壊家屋は全て阿古地区となっている。

被害の全体状況をみると、各種施設と農業（野菜・花き等）、林業（スギ・ヒノキ等）、畜産業（牛・鶏等）、水産業（漁具・魚場・水産物等）、商工業（焦点・民宿等）、そして住宅・家屋・家財等が被害を受け、その総額は約255億円に上っている。そして、住宅・家屋・家財等の被害（約83億円）と、各種産業の中では被害額が最も大きい商工業（被害約27億円）の被害は、ともに、溶岩流に見舞われた阿古地区に集中。観光産業の要である民宿も、阿古地区にあった57のうち37が溶岩に埋没している。

また観光地への影響としては、観光の目玉であった新漣池（しんみょういけ、7色に水面が変化する美しい池で周辺は緑豊かで野鳥の宝庫）は水蒸気爆発により水は一滴もなくなり、見る影もなくなってしまった。森林も降灰により枝葉が枯れた。そして雄山中腹の列状噴火口近くにあった島内最大のレクリエーション施設であるレストハウス、テニスコート、展望台、村営牧場なども、噴火による熱風・溶岩流・降灰礫によって埋もれたり焼失してしまっている。

三宅島の商工業者は「相対的に零細のため経営が不安定であり、今回の噴火災害の与えた影響は極めて大きいものであった」。特に、「三宅島は観光地としての開発に力を入れていたことから、その対応のため観光施設・民宿等に多額の投資がされ、来島者も漸増の明

² 「噴火地域は、雄山南西部の山腹に生じた割れ目で、雄山中腹の村営牧場から島南端の約4.5kmの地域である。この割れ目には90個以上の加工が並び、100m以上の高さに灼熱の溶岩を噴き上げ、火のカーテンを形成した」（東京都、1985、p87）

るい見通しにあった。その矢先、商工業の中心であった阿古地区が溶岩流により壊滅的被害を受け、坪田地区も降灰による被害を受けたことから、観光業を中心に関連産業は深刻な状態となった」のである（東京都 1985：123）。

資料 3) 1983 年三宅島噴火災害の被害状況

区分		被害	備考
人的被害（死者・ 行方不明者・負傷者）		0 人	
住宅	全壊	340 棟 330 世帯 811 人	阿古地区
非住宅	公共建物 その他	10 棟 73 棟	保育園・レストハウス・研修センター等 店舗・事務所・倉庫等
その他	畑埋没	362.5ha	降灰による
	文教施設	4 か所	阿古小学校・阿古中学校、社会教育会館等
	病院	1 か所	村立診療所
	道路	31 か所	溶岩による埋没等
	水道	1,279 世帯	断水世帯
	電気	1,150 世帯	停電世帯
	がけ崩れ	3 か所	伊ヶ谷地区ほか
	海岸	1 か所	坪田地区の護岸崩壊
り災世帯数		512 世帯	
り災者数		1,288 人	

（東京都 1985）

2.1.2 復興事業

復興事業の内容は、住宅再建支援、公共施設の再建、都道・村道の敷設、簡易水道整備などとなっているが、復興計画の策定と実施は急ピッチで行われた。

特に、溶岩流に覆われた地域は元の場所での再建が不可能であるため、「防災集団移転促進事業」（以下「防集事業」）³の制度が採用された。これは、移転促進区域、移転住民、住宅団地の整備、移転者の住宅団地における住宅計画、住宅団地の公共整備、移転促進区域内における土地買収に関する事項、移転区域内の建築制限や土地利用制限、移転者の生産基盤の整備、住居移転補助などの内容で、その計画と必要経費・資金計画などを定める必要がある。また災害救助法に基づく「応急仮設住宅」の貸与期間は、完成日より 2 年以内となっている。

そのため、復興計画期間は、1983 年 11 月～1985 年 11 月とされた上、1983 年度分の事業実施のためには 1984 年 3 月 5 日までに総理大臣の承認が必要であったため、計画策定は急速に進めざるを得なかった。そして、噴火からほぼ 2 年で大半の計画を終え、住宅再建率は 93.5%、公共施設やライフラインの復旧工事もほぼ終了しているが、そのプロセスは決して直線的なものではなかった（小林 1987）。

住宅については、多くの島民が住宅を失ったことから応急仮設住宅の建設が進められ、11 月 30 日には入居を完了（阿古下錆地区 290 戸・世帯）、すでに入居が完了していた神着

³ 1972 年制定、上天草大災害に初めて適用された。

地区 43 戸・37 世帯と併せて、340 戸・327 世帯・729 人が入居した。

住宅再建の方法については、自力再建、防集団地への入居（借地して住宅は自力で確保。借地料は月 1,500 円程度。住居部分は 1/2 以上で、商売をする場合は騒音や営業時間に規制あり）村営住宅への入居（月 2 万～2.7 万円、ただし 3 年間は半額、商売は不可能）の 3 つの選択肢があり、家を失った島民はそれぞれの事情の中でいずれかを選択した。

「防集事業」では団地用の土地の取得が行われたが、場所が農業用地のため各種の法的手続きが必要だったり、所有権が不明確であった。また土地を手放すにあたっては、どの家でも自家菜園で最小限の野菜などを作ることで生活の一部を支えていたことから、代替農地の要求が大きかったにも関わらず、その確保が困難であるなどの諸事情が複雑に絡み合った。加えて小・中学校、給食センター、コミュニティセンター、駐在所、郵便局等の公共施設のための用地確保も必要で、手続きには大変な労力を要したという（小林 1987）。

また、住宅再建の資金繰りには、住宅金融公庫や東京都による融資と防集事業に関連した利子補給、村独自の融資（公庫や都の融資を受けることができない世帯向け）災害慰金支給制度による貸付などの借入しやすい制度の用意と、1 世帯 200 万円程度配分された義援金、そして自己資金等を組み合わせて行われた。

このように、復興事業を実際に進めるにあたっては、さまざまな利害調整や、被災世帯自身における住宅再建・生業再建方法の決断を短期間で迫られる場面が多数生じており、それだけに行政の復興事業の急ピッチでの進め方については、島民の間で不満も生じた。

そして、噴火直後の避難から住宅再建までを一貫してみると、避難所や仮設住宅では自治会ごとにまとまる配慮がおこなわれたとはいえ、阿古地区の住民たちはこれまでの長年の近所づきあいから、仮設住宅での関係性、そして新たな居住先でのコミュニティの再建というプロセスの中で、生活圏域・近隣関係の再構成を迫られた過程でもあったといえる。

2.2 NLP 問題とコミュニティ

1983 年 12 月 21 日、噴火災害で住宅を失った人々がまだようやく仮設住宅に落ち着いたような段階の時期に、三宅村議会において「大型ジェット旅客機就航のための空港整備に関する意見書」が議決された（賛成 13 人・反対 2 人）。これは、米軍空母艦載機の夜間発着訓練（NLP）の受け入れを前提とした、前官民共用の飛行場を国の全額負担により整備する旨の要望であり、村長が病氣療養による上京で不在の中、公開の場での議論を一切経ないまま議決されたものである。これが、その後数年にわたって三宅島全体を揺るがしつづける NLP 問題の発端であった。ここでは三宅島の NLP 問題の経緯を詳細に分析した小山論文をもとに、この問題と島民の対応状況について概略をみていく（小山 2009）。

議決に伴いすぐに村議会に「三宅島新空港建設促進特別委員会」が設置され、委員長以下 6 名の委員となった村議が誘致に向けて上京、総理官邸で中曽根総理・後藤田官房長官と面会・陳情したが、意見書に反対した村議や村民らが帰島した議員団を待ち構え抗議を行った。これに対し議員団は、村民の意向を全く聞かずに行動したことを陳謝し、村民の多数が反対なら空港案を撤回することを表明した。

しかし日本政府はこの時点ですでに米政府より、空母艦載機の夜間発着訓練が問題なくできる基地の提供を数年間にわたって求められており、噴火直前の 9 月には防衛施設庁により伊豆・小笠原諸島を視野に入れて訓練基地を検討することが表明されていた（大島町議会と八丈町議会はこれを受けてすぐさま反対の意見書を全会一致で採択）。そのため、三宅島の噴火災害からの復興と訓練基地を結びつけた代替案は、日本政府にとっては手放しがたい案件となっており、村議会が撤回を行うだけでは、事態は収拾できない状況となっていく。

小山論文では、この誘致案が三宅村議会内で提案されるまでの詳細な経緯については触

れていないが、島民には全く寝耳に水の話であり、東京都も当初より戸惑いを隠していない。また NLP 問題で揺れた三宅島の人びとの様子を非常に丹念につづった亀井は、村議会での最初の意見書の抜き打ち決議の前に、一部の村会議員と土建業者等が民宿を借り切って意見書の内容や実行の手順を練り続けていた事実が記されているが（亀井 1988：25）、政府要人、防衛庁幹部や国会議員などの外部とのやり取りが具体的にあったのかどうかについては予測の域を出ていない。しかし、採決直後に総理官邸で中曽根総理・後藤田官房長官と面会し、防衛庁、運輸省航空局長にも陳情に行っていることから、政府側との相当な連絡回路を作っていたことは想像に難くない。なお、このとき陳情を受けた東京都総務局長は、復興事業を終えてからこの話はしてほしかったと、むしろ迷惑そうに半ばあきれ顔に対応したという（亀井 1988：51）。まさに復興事業立ち上げの正念場で関係者が総力を傾けている最中に、一部の村会議員が島を留守にして全く別の話を持ち込んできたのであり、このすぐ後、鈴木俊一都知事も「寝耳に水」と記者会見で表明している。

この後の経過についての詳細は資料 4) にまとめたが、1983 年年末からの全島をあげた大反対運動へと展開していくこととなる。

1984 年 1 月 20 日、三宅村議会臨時会で、各自治会から提出された意見書の撤回に関する請願を、全会一致で決議。これにより官民共用空港誘致の意見書は白紙撤回となるが、その後も政府からの働き掛けが止んだわけではない。1986 年 8 月には、防衛施設庁が次年度の概算要求に調査費を初めて盛り込み、三宅島関連予算は 3 億 1,500 万円に（前年度は 2,000 万円）、翌 1987 年 7 月には防衛施設庁による観測柱設置工事開始されるが、反対派住民の座り込み等により中止。この間、村長が防衛庁長官への建設断念の申し入れや、後藤田官房長官との面談を行うが、東京都の仲介により、観光シーズンの 8 月末まで工事を中止することで合意。しかし 9 月 1 日、防衛施設省職員らが工事再開したため、住民約 500 人が座り込みによる阻止活動を行い、機動隊員による排除で夜になってようやく気象観測柱が設置されるが、その際住民 8 人が威力業務妨害等で逮捕され、全国的に大きく報道される結果となった。しかし、そもそも新空港予定地は民地であって、取得には島民の理解が欠かせないにも関わらず不意打ちの形で話が持ち上がり、対立は決定的な形へと発展してしまっただけから、その後は硫黄島での訓練を継続する形で三宅島の代替案は沈静化していった。

穏健保守と評される島民ではあったが、地域・部落内での人間関係は濃密で、協力意識が高かった。そして当初から島民は誘致反対派が大勢を占め、部落間の垣根を越えた情報交換や連絡体制を作りながら、反対のために 1,000 人以上の島民が集う全島大会 4 回開催されたり、幾度かの村議会議員選挙、リコールによる補欠選挙、村長選挙なども反対派が勝利している。

しかしその過程では、受け入れ実現のため島の外部からさまざまな工作や情報操作が行われ、そうした中で島民の間のさまざまな価値観の違いや将来展望に対する考え方が錯綜したことにより、後々の人間関係に影を落としている。とりわけ、噴火による観光施設・資源への大打撃を伴った、島内最大集落の壊滅的被害により、島の復興をどのように考えていくのかについての展望が立てにくくなった所に、じっくりと復興を話し合う時間も与えられぬまま、NLP 問題が浮上して数年間にわたって翻弄され続けたことで、三宅島のコミュニティ全体がまとまって、島の将来像を描くチャンスも基盤も破壊される過程となってしまったといえる。

資料 4) 三宅島における NLP 問題の推移 (概要)

1960 年	厚木基地での訓練飛行による騒音が激化
1972 年	米空母ミッドウェーの米軍横須賀基地母港化決定
1973 年 10 月	ミッドウェー横須賀基地入港、三沢基地で艦載機が夜間発着訓練実施、三沢市長の中止申し入れ後も継続
1976 年	厚木基地周辺で米軍機等の飛行差し止めや損害賠償が起こる。大和市長・市議会議長・各種団体からなる大和市基地対策協議会が空母艦載機の夜間発着訓練を小笠原諸島の硫黄島で実施するよう申し入れ
1982 年 2 月	厚木基地で夜間発着訓練開始
1982-83 年	日米安全保障高級事務レベル協議ならびに日米首脳会談で NLP 問題が議題化、防衛施設庁による代替基地問題の調査・検討開始
1983 年 9 月	防衛施設庁が、伊豆諸島および小笠原諸島を代替施設検討対象とすることを発表。前日に米軍会見者が硫黄島を視察するも、遠距離のため難色を示す
〃 年 〃 月	八丈町議会と大島町議会がそれぞれ夜間着艦訓練基地としての空港利用に反対する意見書を全会一致で採択
1983 年 10 月 3 日	<u>三宅島雄山が噴火(昭和 58 年三宅島噴火)</u>
12 月 21 日	<u>三宅村定例議会で「大型ジェット旅客機就航のための空港整備に関する意見書」議決(賛成 13 人・反対 2 人)</u> NLP 受け入れを前提とした、前官民共用の飛行場の国の全額負担による整備の要望が趣旨。(山本村長は病氣療養による上京しており不在の中の議決)
12 月 22-24 日	村議会で「三宅島新空港建設促進特別委員会」を設置し、委員長以下 6 名の委員となった村議が誘致に向けて上京、総理官邸で中曽根総理・後藤田官房長官と面会・陳情
12 月 24 日	三宅島空港で意見書に反対した村議や労働組合団体関係の村民約 90 名が、陳情から帰島した村議会議員らに対して抗議を実施。村議代表が村民の意向を聞かずに行動したことを陳謝、村民の多数が反対なら空港案を撤回することを表明
12 月 25 日	<u>坪田地区・神着地区の各自治会が住民集会を開催、空港案の白紙撤回を求める決議</u>
12 月 29 日	<u>29 日までに島内 5 地区全てが意見書に反対することで一致し、「大型ジェット旅客機就航のための空港整備促進に関する意見書撤回に関する請願書」の署名活動へ発展</u>
1984 年 1 月 5 日	各地区の請願書が出そろった(署名数 2,536 筆、有権者の約 8 割相当)
1 月 11 日	村民・村議会議員が、防衛庁・防衛施設庁・東京都島関係機関を訪ね、村民が署名した請願書とともに反対の陳情書を提出
1 月 19 日	「三宅島官民共用空港の誘致及び建設に反対する会」結成(後に「三宅島 NLP 空港の誘致及び～」に変更)、島内各地区の反対派の横断的組織
1 月 20 日	<u>三宅村議会臨時会で、各自治会から提出された意見書の撤回に関する請願を、出席議員 9 人の全会一致で決議。これにより官民共用空港誘致の意見書は白紙撤回となる</u>
2 月	村議会選挙で、NLP 反対派が圧倒的多数を占める
5 月 2 日	反対する会が第 1 回三宅島官民共用空港に反対する全島民大会を開催、1400 人が参加
8-9 月	防災集団移転事業団地の起工式、東京都の三宅島復興対策推進本部による阿古・坪田地区再建計画の決定等、復興への動きが本格始動
10-11 月	11 月の村長選挙への山本村長不出馬宣言も、立候補者が現れず、島内分裂を避けるため選挙回避しようとする流れと、無競争を避けようとする声が交錯する中、反対する会の理事と顧問の二人が立候補、理事の寺沢前村議会議員が僅差で当選(当初から誘致を反対した議員の一人で絶対反対の立場)
1985 年前半	村長選挙における反対派同士の激しい選挙戦の結果、反対する会が二分、村政にも影響。そ

後半	の後反対派内の対立は修復へ この間も政府は三宅島への NLP 訓練飛行場建設の説明会実施を村に求めるも、寺沢村長は説明会と現地調査の実施を断る
11月	反対する会が反対署名（有権者の80%以上署名）と、防衛施設庁への絶対反対の陳情を実施
12月～翌年7月	誘致賛成派と目される2人の村議の解職請求を反対派が提出、リコール問題へ
1986年2月15日	自民党国会議員団（9人）・同都議団（3人）が来島、1200人以上の島民による抗議等、終日抗議活動、デモなどを実施
4月27日	反対する会の第2回全島民大会を開催、1100人の島民が参加
8月	防衛施設庁が次年度の概算要求に調査費を初めて盛り込み、三宅島関連予算は3億1,500万円に（前年度は2,000万）
9月10日	リコールに伴う補欠選挙で反対派3人が全員当選、村議会は反対派11人、賛成派3人となる
1987年6月19日	寺沢三宅村村長が観測柱設置中止を防衛施設庁長官に申し入れ。
“月28日	反対する会第3回全島大会開催、島民1000人（警察発表）が参加（2/3が女性）
7月15日	防衛施設庁による観測柱設置工事開始するも、 <u>反対派住民の座り込み等により中止</u>
7月31日	この間、村長が防衛庁長官への建設断念の申し入れや、後藤田官房長官との面談を行うが、東京都の仲介により、観光シーズンの8月末まで工事を中止することで合意
9月1日	<u>防衛施設省職員とガードマン約200人が工事再開するも、住民約500人が座り込みによる阻止活動へ。機動隊員約270人が排除を行うが激しい抵抗にあいいったん断念。100人の応援隊員を加えて排除し、夜、気象観測柱が設置されるが、その際住民8人が威力業務妨害等で逮捕され、全国的に大きく報道される</u>
1988年9月1日	反対する会の第4回全島大会開催、1200人以上の住民が参加し（主催者発表）村長選挙の完全勝利、土地共有運動の推進、ボーリング工事の阻止等の活動方針、大会決議を行う

（主に小山論文の内容から浅野が再構成）

3. 2000年噴火災害～4年7カ月の全島避難と帰島

2000年（平成12年）6月午後7時33分に火山性微動が確認され、直後に村に災害対策本部を設置、各地区に避難勧告が出され、三宅小学校・三宅中学校等に多くの島民が避難した。しかしこのときは3日後、噴火の可能性が低くなったとして29日に全ての地区で避難勧告が解除された。ただし阿古地区には地震で道路に亀裂が入り、一時断水した。

7月に入ってから地震が続き、7月8日には雄山山頂で小規模噴火が起って山頂部が陥没。8月10日に再び噴火して大量の降灰に見舞われ、その後地震が頻発、14・15日も山頂で小規模噴火、18日に同じく山頂で大噴火が起きた。この間も降灰等がひどく危機感を持った島民たちの自主避難が徐々に進んでいたが、自力避難ができない人たちがとり残される傾向となっていた。8月24日からは三宅島社会福祉協議会なども尽力して、特別養護老人ホーム入居者や在宅の要介護者など、支援を必要とする人たちの避難も始められ、都内各地の施設の協力を得て緊急入所している。

そして8月29日午前4時35分に最大の噴火が発生、国と東京都の災害対策本部も6月末以来再度設置された。30日、泥流発生の危険があるとして全域に避難勧告・指示が出され、都は島外避難者のための都営住宅の提供も決定している。31日に、気象庁が臨時火山情報第18号を出し、「18日や19日の規模を上回る噴火や火砕流の発生の可能性」があることを火山噴火予知連絡会からのコメントとして発表した。これを受けて9月1日に全島避難が決定され、この時点ですでに約7割の島民が島外に自主避難していたが、2日に避難指示が出され4日までに東海汽船の定期便によって残る島民は脱出した。なお、約400人の防災要員が残ったが（かめりあ丸を借り上げて宿とし、沖に移動して待機）翌5日には

島を離れた。

これまでも 20 年～数十年おきに噴火に見舞われてきた三宅島であったが、常に一定期間で噴火は終息し、何らかの形で生活再建を行ってきた。手記や調査記録をみると、今回の噴火は過去の噴火とは様相が違っていると感じとっていた人々が多かったことがうかがわれるが、記録に残る噴火の中でも長期間の全島避難の経験はなく、島民はある程度の避難期間を経て、島に戻ることを想定していた様子がわかる（村 2005）。

三宅島は 9 月 5 日以後、翌 2001 年 5 月に、クリーンハウス（脱硫装置が設置され、有毒火山ガスの中でも安全に宿泊できる施設）が設置されるまで、ほぼ無人島となる（防災関係者が昼間のみ上陸することはあった）。

3.1 4 年 7 カ月の長期避難生活

全島避難と前後して、東京都による都営住宅の斡旋が開始され、島外に避難した人びとはいったん新宿区にあるオリンピック記念青少年総合センターに宿泊し、都営住宅に入居するため、各方面に移動していった。

以後、島民の苦労は、生活空間と、経済的基盤の確保、メンタリティへの対応など、厳しい長期避難生活を迫られることになるが、その原因は、大量に噴出され続ける有毒な火山性ガスにある。前回の 1983 年噴火の際のように、数日で噴火・溶岩流の流出が収まるようなものとは全く違い、一時は 5 万トン/日を超す二酸化硫黄を放出し続け、小規模な噴火も時々発生。その後徐々に火山ガス放出量は減少したものの、結果として 2005 年 2 月に避難指示解除となるまでの 4 年 7 カ月にわたり島民は将来の見えない生活を強いられ続けた。そしていまだ、風下となる坪田地区は火山性ガスの高濃度地域として、住むことはできず、島を訪れる人はガスマスクの携行が義務付けられている。

ここでは、避難中の生活を支えた、各種の支援・自助活動についてみていく。

3.1.1 ボランティア・セクターによる支援と島民の共助活動

2000 年噴火災害においては、全島避難という厳しい状況を背景に、ボランティア・セクターと三宅島社会福祉協議会を核とした島民との協働による取り組みがさまざまな側面から実施された（浅野 2007）。

最初の活動は 2000 年 7 月の降灰除去で、三宅島社会福祉協議会（以下、三宅島社協）から依頼を受けた東京ボランティア・市民活動センター（以下、TVAC = 東京都社会福祉協議会が設置）が職員を派遣して現況を確認し、連携している東京災害ボランティアネットワーク⁴が主体となって、ボランティア 136 名が三宅島に入り、7 月 21～23 日の 3 日間にわたって高齢者宅等を中心に支援を行っている。なおボランティア到着までの 20～21 日には島民ボランティアが高齢者宅の降灰除去活動を行った。

8 月 18 日の大噴火後に自主避難が相次ぐ中、三宅島社協は東京都社協と連携して寝たきりの在宅高齢者など、支援の必要な人びとの受け入れ先を探し、徹夜で各種手続きを行いながら第一陣を 8 月 24 日、第二陣を 29 日に送り出した（三谷 2001）。そして単独での移動が難しい人の、港から一時避難施設や都営住宅などへの移送については、東京ハンディキャブ連絡会⁵が 8 月 31 日から支援活動を開始している。

⁴ 阪神・淡路大震災をきっかけに、支援に関わった非営利団体が東京での災害に備えたネットワークを構想し、1998 年に設立された。都内を中止に、生協・労働組合・日赤・社会福祉協議会・国際協力 NGO・ボランティア団体など、約 110 団体が加盟している。

⁵ 都内のハンディキャブ（車いすごと乗ることができる車両）の運行団体で 1986 年に結成。約 110 団体で構成し、八

9月5日、三宅島社協は職員自身の住まいの確保もままならない状況ながら、東京・飯田橋のTVACのフロアの一角に事務所を開設し、引き続き要援護者の支援と、島民全体の移動状況の把握を継続した。

そして、一連の状況を共有してきた三宅島社協、東災ボ、TVAC、東京ハンディキャブ連絡会の責任者の話し合いの上、9月8日にこの四者により、“三宅島災害・東京ボランティア支援センター”(以下、三宅島支援センター)を立ち上げている(事務所は三宅島社協と隣接して設置)。以後、この支援センターが島民の支援活動の中核となり、都内各区市町村の社協と東災ボ加盟団体の各地域組織による複合的な支援の展開につながっていくことになるが、ここでは、支援センターが行った、いくつかの重要な取り組みを列挙する。

* 島民電話帳の作成(アンケートの実施と名簿整理による)

島民の避難から1カ月の生活ニーズ調査を兼ねて、連絡先を把握し、島民同士が連絡を取ることができるようにする取り組み。NTT電話帳の住所ならびに社協や福祉関係者が把握していた移転先について、ボランティアが連日エクセルへの入力作業を慣行。島民から信頼の厚い、三宅島社会福祉協議会が主体となって発送、転居先不明者には、郵便局の転送システムで届くことを期待した。アンケートには、住所・電話番号の開示・非開示を選択・チェックできる欄を設定、返送されてきたアンケートの、新規住所・電話番号を入力し、本人合意のもとでの電話帳が完成。10月22日には1,106世帯に配布できている(2002年6月の第3番は1,309世帯分掲載、発送作業には多くの島民ボランティアが参加)。なお村の機能も移転・分散していたため、アンケート発送時には、医療や福祉、教育、事業関係等、各種手続・相談に必要な窓口の一覧を記載した「島民便利帳」を作成して同封した。

* FAX機の配布・設置と「みやけの風」の発行

情報が不足することによる島民の不安解消のため、2000年10月よりFAX機を島民の自宅に順次約200台設置(企業からの現物寄贈や寄付金による。団地等でまとまって避難している場合は代表者の自宅に設置・受信してコピーしたものを配布)。生活情報を掲載したニュース「みやけの風」を発行してFAXで配信した。なお、この事業をきっかけに各地で島民の自主組織が生まれ、島民ボランティアが電話で島民を励ます「ふれあいコール」やふれあい集会への参画などの取り組みへと広がった。

* 三宅島島民ふれあい集会

島民が一堂に会して相互に励まし合い、情報交換もしながら避難生活を乗り越えることができるようにすることを目的に開催。第1回目の2000年12月3日は、三宅島島民連絡会、三宅島社協、TVAC、三宅島支援センター(関係する各ボランティア団体含む)が主催し、共催に三宅村、後援に港区、東京都、協賛に(財)東京都福利厚生事業団と多数の企業が入っている。一貫して、島民にも場所が分かりやすい竹芝桟橋からも近い港区立竹芝小学校を開催場所とし、バスやハンディキャブによる送迎も実施。2004年11月28日の第9回まで続けられ(年2回のペース)、開催のたびに、参加・協力団体・企業も拡大した。

3.1.2 島民による自治(的)活動

ここでは主に、三宅高校の元教員であり、村人の立場から避難生活について克明に記録してきた村(2005)に依拠しつつ、避難中の島民による自治的な活動の様子を概観する。

三宅島では「昔から各地域ごとに自治会があり、日常の相談ごとや火の番、祭り葬式には寄り合いが持たれ、寄付集めや役場配布物にも動いていた」というが(村2005:120)島民自身による活動は、ボランティア・セクターとの協働を含め、自治的活動は各地で展開された。そこでは「島での住居が(そのまま)隣り近所とはいかず、また、顔も名も知

ンディキャブのネットワーク化やマニュアルづくり、公共交通機関改善運動や各種の啓発活動に取り組んでいる。

らぬ同士で苦労した。狭い島なのに全島交流は高校生くらいで、他は初めての顔合わせだった。顔は見知っていても名は知らぬとか、その逆のケースも多かったという。それでも避難暮らしを助け合って乗り切ろうと、金を出し合い、年末までに20余の自治会が生まれた」(村 2005: 120-1)。

最初は「島民連絡者会」として、各地の代表者が毎月定期的に集まって問題点等を話し合っていたが、2001年4月からは、村役場に相談窓口として村民課が設けられ、各自治会活動にも補助金が出るようになった。名称も「島民連絡会」に代わり、役場責任者も出席するようになった。また各地の自治会や有志の集まりは、その地の行政やボランティアの支援も得つつ、各種行事を行うなど、それぞれに活動していた。

2002年に入ると避難長期化が決定的との認識が生じ、島民連絡会を公式のものとしていこうという機運が起った。20数地域代表者で設立準備委員会を設け、第4回ふれあい集会で提案、島民全体に承認された形になっている。正式発足は4月13日で、事務局は支援センター内に間借りし、代表者と各担当役を決めた。

ボランティア・セクター依存的な側面はありつつも、これをきっかけに島民対話集会や、請願・陳情活動等が活発化したという。一時帰島が始まったことで、さらに内容は現実に即したものとなっていった。2002年8月からは、島民対話集会が各地で開催され、役場側と話し合える、公式のルートがようやく確立している。

2003年春の段階では、40数自治会が誕生していた。ただし埼玉や静岡等にばらばらに避難した島民は、こうしたネットワークには十分乗ることができなかった。高齢者等を中心に、孤独になりがちな島民に電話をかけて励ます、ふれあいコールの活動や、電話帳の配布、「みやけの風」の発行・送付は、重要な精神面での支援活動となっていたことが、島民の立場からの手記により理解できる。

こうした厳しい環境での島民同士の支え合い活動は、次のような活動にも発展している。

- ・帰島復興を考えるフォーラム(2003年8月)
(島民の各産業代表8人がパネラーとなり現状を訴えつつ、復興について討論。豊島公会堂で開催し、約100人の島民が参加)
- ・自然災害被災者生活再建支援法の署名活動(2004年3月31日改正へ)
- ・第3回火山災害ネット(2004年8月28日)
(雲仙普賢岳や有珠山の噴火災害に立ち向かう被災者のあつまりとの、相互交流がこれらの活動を支える)

また、支援センターを中心とした支援以外にも、例えば東京青年会議所の支援により2004年2月7日、「村長・村議選立候補者討論会」が開催され、後半に散り散りになって暮らし、選挙を前に戸惑う候補者と島民の重要な支援となった。なお、投票日は2月15日で、平野裕康氏が年内帰島を目指して努力するとの公約を掲げて、村長に当選している。

3.1.3 商工会等による取り組み

商工業者の避難中の生活は、大変厳しいものとなった。ここでは村上(2009)(村上三宅村商工会職員)と、三宅村商工会ホームページの年表に依拠して推移を概観する。

2000年9月の全島避難直後、東京都商工会連合会内に臨時事務所を開設した三宅村商工会議所は、11月に「商工業者への意向調査」を実施、商工業者の苦境を明らかにしている。特に、既往債務に対する返済問題が深刻で、元金は返済条件の変更で据え置き等の対応がなされたが、利息の返済は続いており、「家族で働きに出ても利息負担で生活費がほとんど手元に残らないという実態もあった」(村上 2009: 207)。

2001年2月24日には、こうした実態をベースに「三宅島商工業者の復興に係るシンポジウム」を開催。商工業者約100人と、一般、マスコミなど228人が参加。「災害からいか

に立ち直ったか」というテーマで、長崎県深江町商工会会長、有珠山被災者代表、洞爺湖ニュースタンプ会会長からの講演を聞いたあと、三宅島の商店経営者、クサヤ製造業者、民宿経営者、建設業者など5人がパネリストとなり、厳しい現状や要望を訴えた。

村上によると、この意向調査とシンポジウムは反響をよび、その後国・都・村による既往債務による利子補給や、営業設備整備事業、島内商工業者一部再開事業等につながった。

他にも避難中に、村からの委託含む下記の事業を実施している。(村上 2009:208)

- ・三宅島被災者雇用対策相談会
- ・三宅島島外避難者支援キャンペーン
- ・空き店舗調査事業
- ・雇用調整助成金の延長要望
- ・産業復興資機材の島外搬出事業
- ・三宅島商業活動再開
- ・三宅村第2庁舎食堂事業
- ・三宅村 IT サポート事業
- ・三宅島商工業者意向調査実施
- ・税務講習会
- ・三宅村活動火山対策避難施設管理運営事業
- ・商工業者滞在型営業設備整備事業
- ・三宅島商工業者事業再開調査

2004年4月に帰島宣言が出ると三宅村商工会は、2005年の帰島開始に向けた準備への協力も並行しながら、商工業者の事業再開に向けた取り組みを始める。

資料5) 三宅島商工会の取り組み経過

2000年9月5日	東京都商工会連合会内(東京都立川市)に臨時事務所開設
2000年11月	「商工業者への意向調査」を実施、2001年2月に公表
2001年2月24日	「三宅島商工業者の復興に係るシンポジウム」開催 (会場は東京代々木のオリンピック記念青少年総合センター) <この間各種支援事業を実施。本文参照>
2004年4月1日	全島民島外避難中において、三宅村活動火山対策避難施設の開設に伴い、管理運営を三宅村より受託
2004年7月20日	三宅村長による帰島宣言
2004年11月1日	全島民島外避難指示解除に向け三宅村避難施設内に三宅島事務所開設、立川事務所と同時運営 事業再開に向けた商工業者の帰島開始
2005年2月1日	避難指示解除、島民の帰島開始、商工業者再開率は噴火前比25%程度
2005年4月1日	商工会館が火山ガス高濃度地区に当たり、神着(旧三宅漁協神着支所)に臨時事務所開設
2005年5月2日	立川市の事務所を閉鎖
2008年8月時点	再開事業所61.7%、新規開票者と併せると噴火前比81.9%の回復率

村上(2009)、三宅村商工会ホームページ等から浅野が作成

3.2 復旧作業と復興

ここでは、内閣府が発行した『平成16年版 防災白書』に依拠して、全島避難中の島内の復旧作業と、復興計画策定の過程に触れる。

全島避難後、島内では火山活動の状況把握のため観測監視体制を強化し、2000年11月までに主要な機器の設置を完了した。火山ガス放出の収束の見通しが立ち、帰島の目途が立った場合にできるだけ速やかに帰島できるよう、ライフラインの機能維持、仮橋の設置等による都道の通行の確保、泥流等による被害拡大防止対策などが講じられた。

当初、工事関係者は神津島に滞在し、漁船等で三宅島に渡って日帰り作業を行っていた。

そこで、クリーンハウス（既存建築物等に二酸化硫黄等の除去装置を備えた施設）を設置して、工事関係者が島内に夜間滞在して作業をより効率的に進められるようにした（第一番目は2001年5月に東京都三宅支庁第二庁舎をクリーンハウス化。同年7月には同第一庁舎と三宅村役場庁舎等が新たにクリーンハウス化され、本格的な島内夜間滞在が開始）。2004年1月時点では、島内の旅館・民宿をクリーンハウス化したものも含めて21か所・約1,070人分のクリーンハウスが整備されている。

こうした取り組みで一定の安全性が確保されていったことにより、家屋の被災状況の確認等のための島民の方々の日帰りの一時帰宅を2001年7月より開始。2003年1月には八丈島への定期船の三宅島寄港が再開されたことによる日帰りの一時帰宅も始まり、同年4月からは島内に宿泊する滞在型の一時帰宅も行われている。

また、火山ガスがどのような状況になれば島民の方々の帰島が可能になるかを科学的に検討するため2002年9月、国と東京都の共同により、学識経験者や行政関係者からなる「三宅島火山ガスに関する検討会」（座長：内山巖雄京都大学大学院教授）を設置した。2003年3月には、二酸化硫黄ガスの健康への長期的影響（慢性影響）と短期的影響（急性影響）のガス濃度の目安と、健康影響を最小限にするために必要な安全対策などを内容とした最終報告がとりまとめられている。

また三宅村は、2002年1月に学識経験者、三宅村議会議員、三宅村経済団体関係者なおから構成される「三宅村復興計画策定委員会（委員長：林春男京都大学教授）」を設置。島民からの意見募集結果も踏まえて検討を行い、同年12月に復興基本計画の最終答申を行った。これを受け三宅村は同年12月、三宅村復興基本計画を盛り込んだ「第4次三宅村総合計画」を策定した。

なお、『平成21年版防災白書』によれば、砂防ダムの災害復旧事業は、平成18年度までに51基が完成し、災害復旧事業が完了。平成19年の台風20号による記録的大雨により2つの溪流で被害が発生したことから、災害関連緊急砂防事業を受けて平成20年度にダムが完成する、といった形で、砂防・治山対策事業は大規模に行われ、その後も継続されている。また、三宅空港はターミナルビルが高濃度地区内にあるため、平成18年3月に高濃度地区以外に仮設ターミナルを竣工。定期航空路は、東京都・三宅村・国土交通省・気象庁・航空会社など関係機関による協議が整ったことから、2008年4月26日より再開している。また、被災した3漁港のうち、阿古漁港及び伊ヶ谷漁港は平成2004年度に、坪田漁港は平成2006年度に、災害復旧工事の整備が完了している。伊ヶ谷漁港については、島外避難のための5,000t級の定期貨客船が接岸できる特定目的岸壁が整備されている。

3.3 帰島後のくらしと現状

2005年2月1日の全島避難指示解除を受け、2～4月にかけて島民は順次帰島しており、平成17年度国勢調査（2005年度）によれば、三宅村の人口・世帯数は、2,439人・1,380世帯となっている。これを平成7年度国勢調査と比較すると⁶、1,392人減（-36.3%）、342世帯減（-19.8%）で、影響の大きさがわかるが、さらに資料6の人口・世帯の推移をみると、15歳未満が大幅に減り、高齢者の割合が大きく伸びていることがはっきりと分かる。つまり、子育て世代の多くが帰島せずに、島外で仕事を探して定着したことを読み取ることができる。なお、風の影響で常に火山ガスの風下となる坪田地区には高濃度地区が設定され、長時間の滞在ができないため、実際には帰島ができない状況となっている。

帰島に当たっては、前述のように本格帰島の前に、事業関係者が村と連携して、生活インフラを整えることも含めて、2004年11月に先に島に戻り始めている。また、全島避難解

⁶ 平成12年度は全島避難直後で実施されていない。

除にあたっては、三宅島災害・東京ボランティア支援センターが三宅村・東京都の理解も得ながら、帰島支援事業を大々的に実施した。これは、帰島にあたっての引越しや屋内の片付け、草刈といった重労働を、ボランティアの力で支援するもので、ボランティアは事前研修でガス対策等の知識を専門家から受けた上で、順次支援活動を行った。596名（のべ3,552名）のボランティアが、489件の活動を行った⁷（浅野 2007）。

資料6) 人口・世帯の推移

	人口	世帯数	年代別人口(人)			割合(%)		
			15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上
1980(昭和55)年	4,228	1,640	839	2,806	583	19.8	66.4	13.8
1985(昭和60)年	4,167	1,715	782	2,743	642	18.8	65.8	15.4
1990(平成2)年	3,911	1,668	713	2,440	758	18.2	62.4	19.4
1995(平成7)年	3,831	1,722	630	2,282	919	16.4	59.6	24.0
2005(平成17)年	2,439	1,380	138	1,390	911	5.7	57.0	37.4

国勢調査より

資料7) 帰島後の世帯構成

類型	世帯数	割合%
65歳以上の高齢単身者世帯	258	18.7
65歳以上の親族のいる世帯	659	47.8
高齢夫婦世帯(夫65歳以上妻60歳以上の1組の一般世帯)	232	16.8
核家族世帯の割合	635	46.0
単独世帯の割合	680	49.3

平成17年度(2007年度)国勢調査より

3.3.1 福祉分野

支援センターの構成団体でもある三宅島社会福祉協議会(以下、三宅社協)の職員で、2007年から事務局長を務める桑村氏は、「この事業は労力支援を行うだけでなく、そのことによって高齢者が島での生活を再開するにあたっての不安を和らげる効果があった」「同時に、地域社会が安定しない中で、高齢者に対する見守りの眼としてもボランティアは機能し、ボランティアからの連絡で専門機関につないだケースも8件あった」と指摘している(桑村 2009)。

以下、福祉の目でみた帰島後のくらしの様子について、桑村氏の記述に依拠しつつ、概観する。

帰島前後の、人口・世帯・年代別人口の変化はすでに見たが、特徴的なのはやはり高齢化率の大幅な上昇である。つまり、帰島=突然高齢者の島が出現したことになったのであり(実質の高齢化率は40%とも指摘される)、徐々に高齢化していったわけではない厳し

⁷ 活動の内訳は、引越し、除灰、萱・竹・草刈り、屋内外清掃(廃家財搬出作業含む)その他。

さがある。以前は近隣の助け合いでかなりの部分でなんとかなっていたが、状況は大きく変わっている。

三宅社協では、帰島開始から2ヵ月後の2005年4月から介護保険による居宅介護支援と訪問介護を再開したが、当初は利用者が伸びない赤字覚悟の中、積立金をあてて事業再開に踏み切ったという。介護ベッド・車椅子など福祉用具の貸与、紙おむつ等の原価販売、唯一の医療機関である中央診療所への通院送迎事業等も再開。また、ボランティア事業として実施していた一人暮らし高齢者等のための会食会（噴火前は公民館で月一回開催）は、中学校の家庭科室を借りて同年12月に再開、障害者デイサービスは2006年8月に再開されたが、これらは公共施設が復旧していなかったためこの時期となったものであるという。桑村氏は「次々と帰ってくる高齢者たちに対し、災害前にあった最低限のサービス提供をなんとか間に合わせた感はあるが、それはできる限りのことであっても十分なことはなかったと思う」と振り返っている（桑村 2009：216）。

福祉サービスはほかに、社会福祉法人あじさいが特別養護老人ホーム（50床）、デイサービス、ショートステイ（5床）があるが、介護サービス事業は離島で収益が見込み難いため、営利企業による新規参入・事業継続は難しい状況にある。一方、公共施設復旧に時間がかかったため、立ち上がりが遅れたが、島内5地区すべての老人クラブが再建され、月1・2程度ではあるが、交流・気晴らしの場として機能しており、中には介護予防を意識した取り組みを行っているところもあるという。

3.3.2 産業分野

ここでは前節に引き続き、商工会職員の村上氏の報告（村上 2009）に依拠して、商工業の取り組みを見る。

2008年8月時点での報告では、「噴火前の商工業者数337件に対し、再開事業所が208件で61.7%の再開率である。また、噴火後の新規開業者が68件あり、合わせて276件」で、合計すると噴火前と比べ81.9%の復興率であるが、各産業ともに大きな環境変化にさらされ、不安要素を抱えたままの状況であると指摘している。例えばサーベイリサーチセンターのアンケートでも、土地や海の環境が悪くなって作物も漁も不振のため、食材を買い入れて経営すると赤字になるため、結局旅館を閉じたケースもあるという。

とはいえ、観光面では全般に低迷を続ける傾向にはあるものの、釣り客とスキューバダイビング客を中心とした従来のスタイルが徐々に戻りつつあり、地域のお祭りや観光イベントが復活、火山ガスの影響でなくなっていた旅行代理店によるツアーも戻り始めているという。今後は、東京都の提案によるオートフェスティバル（島内周遊道路を使ったオートバイレースで、危険等の理由で反対の声も多い）、といったあたらしいイベントや、島の緑化やエコツーリズムといった自然体験ツアーなどによる活性化の可能性も期待されている。実際、都立園芸高校関係者が作るNPOが島を訪問して、森林組合が中心となって三宅高校の生徒や島民と交流しながら森林再生活動を、日本野鳥の会が運営しているアカッコ館では、火山の島・三宅島をエコツーリズム体験する企画を行っている。

また三宅村商工会では、産業活性化に向け、委員会の開催や島民アンケートを実施して、産業活性化の課題を抽出・整理しつつ、2006～2007年度にかけて「三宅村地域産物有効活用事業」を計画。2008年度から島内で生産される農水産物の島内流通と島外の販路開拓を図るため、加工品の研究開発・保存方法等の研究を目的に次の事業を始めることを決めている。これらはすぐに着手できるものと、時間のかかるものがあるが、3年をめどに各事業が軌道にのることを目指しているという（村上 2009：211 2）。

協議会は、漁協、農協、森林組合、観光協会、同婦人部、商工会役員、同青年部、同女性部をメンバーに発足。郷土料理研究は商工会女性部を中心に100品近く試作するなど取り

組みを進めているという。また、噴火以前にも行われた特別村民制度の復活と竹の食文化を新たな特産品として普及拡大していこうという南方産竹には期待が大きいとしている。

各産業間のネットワーク化を図るべく、各経済団体で組織する三宅村活性化協議会の設立
郷土料理研究会および郷土料理集の発行（冊子およびCD化）
地域資源を原料とした特産品の開発ならびに各種イベントでの島民、観光客への提供
三宅村特別村民制度の復活及び特産品産直事業
朝市、漁協販売所の活用ならびに、民宿、食料品店への普及による特産品の島内販路拡大
特産品加工所、販売所の運営
安定した島内生産物、漁獲物の流通を図るためのCASシステム導入の検討
三宅島特産品開発としての南方産竹の増竹ならびに竹林公園の整備

しかし、船と飛行機の就航率の悪さにより（定期船：90%未満・ただし季節によってはもっと下がる。飛行機：羽田 三宅空港間は就航率が60%未満）、日程が組みにくいことは最大のネックであり、また大型の宿泊施設がないなど、観光客の積極的受け入れには条件の厳しさが依然として存在する。また、依然として火山ガスの噴出が続いており、島に入る際には念のためとはいえ、ガスマスクの携行が必要とされていることから、観光イメージにはマイナス要因となろう。

4. まとめ

以上、三宅島の地勢・産業・コミュニティの変遷と、近年の2回の噴火災害における被災状況と復興過程での諸課題について概観してきたが、三宅島の現状からは、噴火以前から抱える諸課題と（船・飛行機の就航の不安定さ、観光資源の不十分さ、島全体のまとまりの難しさ⁸、若者の島離れなど）、2000年噴火災害と全島避難の影響が（経済基盤の復興の厳しさ、急速な高齢化、福祉サービスの不足など）、ともに復興と島での生活の安定を阻害する要因となっている。

全島避難前後の島民の意識変化について、サーベイリサーチセンターによる島民へのアンケート調査結果に依拠し、もう少し詳しく見てみよう（田中ほか 2009：132-146）。

- * 医療...避難中は東京で過ごした人が多く、充実した医療サービスを受けることで、その落差への認識が生まれている。中央診療所一か所で医師は短期間で交代するという、従前からの島の医療体制への不安感や充実を求める声が大きくなっている。
- * 子育て・保育・教育...出産ができない、子供たちの遊び場がない、保育園が遠く送迎などで不便といった点で改善を求める声が出ている。また小学校は噴火前の3校から、三宅小学校の1校に統合された。
- * 娯楽施設...観光客も住民も利用できるような娯楽施設がないため、両方の面で整備が望まれている（1983年の噴火以前は、勤労福祉センターにボーリング場があり、テニスコートや展望レストランがあったが現在は無い。温泉施設は帰島後再開された）。また、街頭の設置、公衆トイレの整備、避難施設の整備、美化（ゴミ対策や花植えなど）といった観光面での最低条件の整備もさらに必要との意見がみられる。
- * ほか...日常生活にもう少し豊かさを与えるような環境の整備も望まれている（温泉の利用料

⁸ サーベイリサーチセンターによる島民へのアンケート調査の結果（田中ほか 2009）や、帰島一周年イベントにおける石原東京都知事の「三宅島は伊豆七島で一番意見がまとまらない島だ」「（都から）アイデアは出すが、決めるのはあなた方だ。よほど覚悟を決めて新しいことをしないとダメだ」との発言（『東京新聞』2006.2.4）などによる。

を安くしてほしい、ビデオやCDレンタルも可能にしてほしい、ゴルフの打ちっぱなしなどもできるとよい、バスはもう少し小型にして本数を増やしてほしい、定期バスを診療所前でとまるだけでなく玄関先にまで入れてほしい、など)。そこには、いずれにせよ老人の島になってしまうなら「他から老人がたくさん来たくなり住みたくなるような、三宅島はいいよと、うらやましがられるような島にしてほしい」「老人にも仕事があり、おだやかに暮らせる島に」、「1千万人を超える東京都の人たちが、老後や定年後の人生を島で癒せるような受け入れ方法を考える必要がある。人口増加にも繋がる」といった一つの島の将来像が根底にあるといえよう。

産業面では、資源の面で決して豊かでなくアクセス条件も悪いことから、各産業や地区が、総合的な島の発展のためにつねに協力しあい、観光面での魅力のある場・受け入れ態勢づくりや、特産品の販路拡大、ネット等による積極的情報発信などが不可欠であろう。エコツーリズムの充実も期待が高い。ただしアンケート調査では、農協と漁協がもっと協力すべき、人口が3千人に満たない島なのだから、もう少し住民と行政が膝を突き合わせて話をする場を設けるべき、空いている土地や畑を持っていない方に貸してやるなどして島自身が自給自足をできるように、といった意見も見られ、各産業間、島民と行政、島民同士、地区同士の連携や協力がまだまだ不十分との見方ができる。

福祉面では、今後ますます高齢者の福祉ニーズ増加が予想される中、新たな支援資源が求められることは必至である。とはいえ三宅社協と社会福祉法人あじさいという支援拠点が存在し、村行政では、村民同士の助け合いネットワークの充実を重視している。また、三宅島の高齢者は「働ける限り海や畑やシルバー人材センターで働き、親戚や近所との付き合いを大切に暮らしている。」「つつましく辛抱強く、助け合い、気を遣いあって」暮らし、「時にはさびしい高齢独居ではあっても決して孤独ではない。それが島の生活」である(桑村、2009、p218)。島の福祉と高齢者の満足を、どのようにとらえて実現させていくのか、その支援の仕組みはさまざまに必要なかもしれないが、拠点と共助の文化がある。しかしその全体像は島民のくらしと意識の中からつむぎだされていく必要がある。

ただし医療面では、全国的な医師不足の状況下、離島での環境整備には限界がある。

以上を概括すると、島の将来像としては、観光業の発展(釣り・ダイビング・エコツーリズムなどに関連産業)、農業・漁業の活性化による特産品の開発・販路拡大と自給力の向上、島外からの定住者受け入れ(若者はもちろん定年後の高齢者も射程に入れたもの)、といった複数の道筋が見えてくる。

しかしこうした取り組みを総合的に発展させるには、三宅島がもつ複数の脆弱性を、復元=回復力へと発展させていく必要がある。次年度の研究で、この脆弱性と復元=回復力との関係について、現地での聞き取り調査を実施しつつ深める予定だが、この両者の関係に深く関わる要素として、島のコミュニティ感覚がどのような状況にあり、どのように発展させていくのか、という問題がある。資源が限られアクセス条件が厳しい利用である以上、島全体がその資源を生かしあって協力することが不可欠なためである。

噴火前の島の特徴としては1.1でみたように、地区(部落)ごとの人間関係は濃密である一方、地区同士の協力は難しい状況にあった。それでは全島避難指示解除・帰島後の人間関係・コミュニティ意識はどうなっているのか。

噴火前の通りに住民が戻ってくることができたわけでないこと(特に支援力のある若手層の不在)からか、「楽しみにしていた帰島だが、思うような住民組織ではなかった」といった意見に代表されるように、人間関係が希薄になったと感じる人がいる一方で、「地域のつながりが弱くなったというが、忙しく働きまわっているので、昔のような隣の家に菓子をもらって云って云々というわけにはいかなかった。今でも地域のつながりは弱

いとは思わない」「都会の生活は精神面で参る。それに比べれば火山の負担にも耐えられる」といったように、現状を肯定する意見もあり、近隣を機にかけている様子も表れている(田中ほか 2009:142-3)。同時に、全島避難前は、他地区の人同士の交流はほとんど行われていなかったものが、避難先で他地区の住民との交流が広がることで、島内での広域的な人間関係が形成された側面もある。小学校も1校に統合されており、保護者や子どもたちの感覚も、より全島的なものとなっていよう。

こうしたコミュニティ意識の変化が、今後の島の復興と発展にどのような影響を及ぼすのかの分析は、脆弱性と復元＝回復力との関係性を解き明かしていくために不可欠であり、次年度はこうした要素と関連づけながら分析を進める。

なお、コミュニティ意識・運営という要素は、三宅島に限らず、災害復興と深く関係する(阪神・淡路大震災や新潟県中越地震などの事例による)。これを、コミュニティ形成・編成過程において特徴的な歴史と地理条件をもつ三宅島において分析することで、他の災害事例にも応用していくことができるかどうかについても検討したい。

<参考文献>

- 浅野幸子、2007、「三宅島噴火災害(全島避難)」浦野正樹・大矢根淳・吉川忠寛編『復興コミュニティ論入門』弘文堂
- 浦野正樹・大矢根淳・吉川忠寛編、2007、『復興コミュニティ論入門』弘文堂
- 岡部慶三、1985、『1983年10月三宅島噴火における組織と住民の対応』、東京大学新聞研究所「災害と情報」研究班
- 亀井淳、1988、『ドキュメント三宅島』大月書店
- 窪田暁子・石原邦男・藤崎宏子・小林良治著、1987、「昭和58年三宅島噴火災害と生活再建過程の研究」、都立大学人文学部『人文学報』NO.194
- 小山高司、2009、「三宅島における米空母艦載機着陸訓練上の代替施設設置問題の経緯」『防衛研究所紀要』、第11号2巻:43-72
- (株)サーベイリサーチ『第3回三宅島帰島住民アンケート調査報告書』、2007年7月
- 鈴木滋、2004、「米本土における艦載機の夜間発着訓練(NLP)をめぐる諸問題 ヴァージニア州とノース・カロライナ州の実例から」『レファレンス』、平成16年8月号:43-69
- 田中淳・(株)サーベイリサーチ編、2009、『シリーズ災害と社会 社会調査で見る災害復興 帰島後4年間の調査が語る三宅島民の現実』弘文堂
- 東京都、2007、『平成12年(2000年)三宅島噴火災害誌』
- 内閣府、2004、『平成16年版防災白書』
- http://www.bousai.go.jp/hakusho/h16/BOUSAI_2004/html/honmon/hm120300.htm
- BIRDER 編集部、2007、『BIRDER SPECIAL エコツーリズムで三宅島復興!三宅島の自然ガイド』文一総合出版
- 廣井脩、1986、『災害の及ぼす社会的影響』文部科学省研究費補助金 自然災害特別研究成果報告書
- 松尾駿一、2008、『2000年三宅島噴火・避難 子供たちの記録』郁朋社
- 三谷彰、2001、『三宅島島民たちの一年』、岩波書店
- 村上康、2009、「商工業者への支援と産業振興」田中淳ほか編『社会調査でみる災害復興【帰島後4年の調査が語る三宅島民の現実】』弘文堂、207-213
- 村栄、2005、『三宅島噴火避難のいばら道 あれから4年の記録』文芸社

資料 8) 三宅島支援に係る各種取り組み (『平成 16 年防災白書』表 1-3-2)

介護保険の納期限の延長及び減免	厚生労働省	1号保険料(65歳以上)について、納期限の延長を実施中。減免については、全壊家屋に適用済。それ以外は被災状況等を確認の上、減免措置を講ずる予定。
介護サービスの利用者負担額の減免	厚生労働省	・市町村が減免措置を講じた場合の財政影響に対応して特別調整交付金を交付することの基準等を定めた関係通知を知事宛に発出。 ・三宅村において、介護サービス利用者で支払いが困難な方について、利用料を軽減。
運転免許証更新手数料等の免除	警視庁	H12.9.1現在で三宅村に住民票を有していた住民を対象に、更新手数料等を免除。
電気料金の納期限延長等	経済産業省	避難中の島内の電気料金免除、避難場所の電気料金の支払期間の3ヶ月延長等を実施。
ガス料金の支払期間の延長等	経済産業省	避難先でガスの需給契約を行った場合、支払期間、早期期間の延長等の措置を実施。
受信料・視聴料の免除	総務省	・NHKは、避難指示が解除される日の属する翌月まで受信料を免除。 ・(株)WOWOWは、避難指示が解除される日の属する月分まで視聴料を免除。 ・(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズはH14.3まで基本料及び視聴料免除。以降は視聴できない方については一旦契約を休止とし、休止後3年以内は加入料なしで再開できる特例措置を実施。
電波利用料の納付期限等延長	総務省	・電波利用料に係る納入告知書、督促状、催促状の発送を停止。
上下水道料金の納期限延長等	東京都 多摩地区関係市	避難場所(区部及び多摩地区)における上下水道料金の納期限延長、水道の基本料金等を免除。
電話料金の支払期間延長等	NTT東日本	島外への電話の移転工料の免除や、避難先での利用料の支払期間の延長等を実施。
携帯電話の支払期間の延長	NTTドコモ	三宅島に住所登録のある利用者に対して支払期間を延長。
管外保育児童の保育料の特例措置	三宅村	避難生活を送る保護者の経済的な負担を軽減するため、三宅村保育料と管外委託先保育料を比較し、負担額の低い額を徴収。
病院等医療関係施設の間設者に対する利子減免措置	厚生労働省	病院等医療関係施設の間設者を支援するため、独立行政法人福祉医療機構の融資について、1,000万円を限度とした貸付後3年間についての利率の軽減措置を協議決定。
<農林水産業対策>		
被害農林漁業者に対する無利子融資措置の実施	農林水産省 東京都	・著しい被害を受けた農林漁業者に対し、国と東京都等が協力して利子助成を行い、農林漁業金融公庫資金の貸付利率の無利子化措置を実施。 ・被害農林漁業者等に対する資金の融通を円滑化するため、農業協同組合等に対して利子補給を実施(設備資金の貸付限度額1,800万円、経営資金の貸付限度額200万円)。1,000万円以内については、東京都と三宅村の利子補給により無利子化。 ・農業特別対策資金(貸付限度額200万円)、漁業特別対策資金(貸付限度額200万円)、農業用構築物造成資金(貸付限度額1,800万円)について、貸付額1,000万円まで利子補給を実施。
既貸付金の償還猶予等	農林水産省	被害農林漁業者等への資金融通、既貸付金の償還猶予等につき関係金融機関を指導。
農業共済金の支払い	農林水産省	噴火による共済事故の発生した家畜及び園芸施設を経営する農業者に対し、農業共済金を支払い。
既往債務に係る利子補給	東京都 三宅村	災害発生以前に農協及び漁協から借入れた事業資金について、償還猶予期間中の利子補給を実施。
<中小企業対策>		
政府系中小企業金融機関等の相談窓口の設置及び災害復旧貸付の適用	経済産業省	政府系中小企業金融機関の都内各支店等に相談窓口を設置するとともに、「災害復旧貸付」を適用し、売上等が著しく減少している者に対して金利を引き下げ。特に被害が大きい中小企業者に対しては、国と都、村の利子補給により無利子化。 東京都が中小企業者を対象として災害復旧資金を特別融資(貸付額8,000万円以内、1,000万円以内については都・村の利子補給により無利子化)。
信用保証の特例措置の実施	経済産業省	売上減少等の影響を受けている中小企業者に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化等の措置を受けられるよう、災害に係る経営安定関連保証を適用。
融資及び保証への弾力的な対応	経済産業省	政府系中小企業金融機関及び信用保証協会に対し、融資及び保証について、被災中小企業者個々の実態に応じたきめ細かい配慮を指示。
既往貸付金及び災害復旧貸付金の利子の支払猶予	経済産業省	政府系中小企業金融機関の被災中小企業者に対する既往貸付金及び災害復旧貸付金について、借入者の申請に応じて、元金据置期間中の利子の支払いを1年間猶予。
代理貸付の保険責任割合の引き下げ	経済産業省	中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫の代理貸付を利用する被災中小企業者について、代理店の保険責任割合を通常の8割から6割へ引き下げるよう指示。
既往債務に係る利子補給等の実施	経済産業省	被災中小企業者の政府系中小企業金融機関からの既往債務について、借入者の申請に応じて東京都等と協力して平成13年度一杯元本の返済猶予及びその間の無利子化措置(国と東京都等が利子補給)を実施。民間金融機関からの既往債務については、東京都等が利子補給。
小規模企業共済制度における掛金の納付期限の延長	経済産業省	災害により、小規模企業共済制度における掛金の納付が困難となった共済契約者について、掛金納付期限を延長することができる。
<雇用・就業対策>		
職業相談・紹介	厚生労働省	・特別相談窓口や三宅村シルバー人材センターの開設等による職業紹介等を実施。 ・緊急地域雇用特別交付金等を活用し、都公共施設のクリーンアップ事業や、三宅島「げんき農場」・三宅村「ゆめ農園」の開設等を行い、雇用機会を確保。
一時休業等雇用調整に対する補助	厚生労働省	・事業主が労働者に対して休業、教育訓練又は出向を行った場合、雇用調整助成金を特例適用(助成率の嵩上げ等)し、支払った休業手当等の一部を支給。 ・事業所の休業に伴い一時的に離職を余儀なくされた者で、離職前事業所に再雇用される予定がある者に対し、雇用保険給付の特例措置として基本手当を支給。